

認定試験実施の手引

令和7年度フードスペシャリスト資格認定試験においては、この手引きに従って実施して下さい。

1. 在籍受験者への事前連絡

- (1) 受験票は、試験実施日の遅くとも3日前までに受験者本人に手渡して下さい。
- (2) 受験当日は、受験票及び学生証のほか、筆記用具（鉛筆HB・消しゴム）を持参するよう指示して下さい。
- (3) 各資格認定試験の開始時刻の10分前の着席を指示して下さい。
- (4) 学内試験規則に則り、遅刻許容限度を受験者に周知して下さい。

2. 試験会場準備

受験者数に応じて、学内に適当とする試験会場を設営し、受験者番号順に机・椅子を配列して下さい。一つの会場に収容できない場合は、会場を分けても結構です。なお、この場合、各会場に試験実施委員が配置されるよう配慮をお願いします。

3. 当日の作業の流れ

- (1) 受験者名簿により出欠を確認して下さい。
- (2) 受験票と学生証、既卒者（養成機関非在籍者）は身分を証明するものを机の上に置かせて下さい。
- (3) 既卒者（養成機関非在籍者）の本人確認は、別途送付する受験申請書の写し（写真付）で行って下さい。なお、その受験申請書の写しは解答用紙等と一緒に協会へ返送して下さい。
- (4) 学内試験規則に準じ、退出許容時刻を示して下さい。
- (5) 試験問題と解答用紙を配布して下さい。
- (6) 試験問題の表紙にある注意事項を丁寧に読むよう指示して下さい。
- (7) 氏名、養成機関コード、受験番号を解答用紙に記入するよう指示して下さい。
- (8) 各資格認定試験の開始時刻に試験開始を宣言し、試験問題を開かせて下さい。
- (9) 厳正な試験の実施を監督して下さい。
- (10) 各資格認定試験の終了時刻に試験時間終了を宣言し、筆記用具を置くよう指示して下さい。
- (11) 解答用紙を回収して下さい。
- (12) <別紙8>の受験者出欠表に必要事項を記入して下さい。

4 不測の事態への対応

認定試験の当日、気象条件の急変や最寄り公共交通機関の事故・ストライキなど不測の事態が生じた場合の試験開始時刻の繰下げ等の対応については、試験実施委員の判断にお任せします。緊急対応が必要となった理由及び対応の内容を電話又はE-mailにより速やかに協会までお知らせ下さい。なお、学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第18条に規定する感染症に罹患したことにより出席が停止となった受験者については、受験料の返納はできませんが、翌年度に限り繰越受験の対象となります。出席が停止となった当該受験者については、受験者出欠表の備考欄に欠席理由となった感染症名を記載して下さい。